

また借入申込者の雇用形態は、世の中では安泰と言われている正規雇用の会社員が58パーセントも含まれていました。そして職種を分析すると、「飲食・調理」、「タクシー」、「建築業」が多数を占めます。

特に「タクシー」の働き手に関しては、年金を補う収入として労働していることが多く、藤江さんは日本の社会保障制度の不十分さを指摘しておりました。

このような発題を締めくくるにあたって藤江さんは「3伴対応」を提案いたします。それは「生活支援に係る伴走的な相談体制」、「地域福祉における伴奏的な活動支援」、「生活支援も社会福祉も伴に実現する」というものでした。貸付対応に終始せず生活支援にもつなげ、また地域福祉の他の団体と協力体制を作ることが必要ということです。

藤江さんの報告を伺い、わたしたち一般社団法人みのりサポートも「コロナ禍における社会福祉と生活支援」への意識を高めました。特にコロナ禍において特に高齢者世帯が困窮に陥っていること、また年金の補填分の収入が途絶えて生活が安定しなくなったことを念頭に置かなければなりません。

時にそのような方は家賃が払えず困ったり、また住居の売却も検討して次に移住したりしないといけないでしょう。居住支援法人を目指すわたしたちは常にそのような方に対応できるよう体制を整える必要があります。

また貸付金を得てもそれを適切に管理把握して生活再建をしないといけません。高齢者で単身世帯ですと、時にお一人だけではスムーズにいかないこともあるでしょう。その時に私たちが力になれるよう、日頃から地域の社会福祉団体と連携することが大切です。

この同志社大学での学会で得たことはこれだけではありませんが、主に藤江さんのお話を紹介し、私たちの学びを記したということで、この学会報告は終えたいと思います。

